

## 御殿場市中小企業振興基本条例

御殿場市は、富士山の東麓に位置し、首都圏からほど近く、富士箱根伊豆交流圏の中心にある交通の要衝であり、特定の業種や大企業に依存することの無い産業構造が形成されている。

こうした本市の産業の存立と発展は、立地する企業の大多数を占める中小企業の存在に支えられている。これらの中小企業は、市民の様々な需要に適切かつ迅速に応えるとともに、幅広く雇用を創出する等、本市の発展に果たす役割は、非常に大きい。

しかしながら、本市の中小企業は、少子高齢化、人口減少、経済活動の国際化及び需要の多様化といった経済的社会的環境の変化の中、その時代背景等による様々な課題を抱えている。

このような中、私たちは、中小企業が地域経済を支え発展させていく大きな原動力であり、市民にとって住みやすく働きやすい環境を整備するための重要な役割を担っていることを再認識し、次世代にこれを承継していく必要がある。

よって、中小企業の発展が、本市の明るく活力ある未来の礎となるとの共通認識の下、市、中小企業、大企業、中小企業関係団体、金融機関、教育機関、市民等がそれぞれ果たすべき役割等を明確にし、一致団結して中小企業の振興を図るため、この条例を制定する。

## (目的)

第1条 この条例は、地域社会における中小企業の果たす役割の重要性に鑑み、中小企業の振興に関し、市の責務、中小企業の責務、中小企業関係団体の責務等を明らかにし、及び基本となる事項を定めることにより、中小企業の振興を図り、もって地域社会の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者及び同条第5項に規定する小規模企業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (2) 大企業 中小企業以外の事業者であつて、市内に事務所又は事業所を有するものをいう。
- (3) 中小企業関係団体 商工会法（昭和35年法律第89号）第1条に規定する商工会、中小企業等協働組合法（昭和24年法律第181号）第70条に規定する中小企業団体中央会、農業協同組合法（昭和22年法律第132号）第4条第1項に規定する農業協同組合その他の中小企業の振興を目的とする団体をいう。

(4) 金融機関 銀行法（昭和56年法律第59号）第2条第1項に規定する銀行、信用金庫法（昭和26年法律第238号）第2条に規定する信用金庫、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条第2号に規定する信用協同組合その他の金融に関する業務を行う者をいう。

(5) 教育機関 教育委員会、学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校その他の教育活動を行う機関をいう。

（基本理念）

第3条 中小企業の振興は、中小企業の自主的な努力を尊重し、促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業が地域に根ざした事業活動を行い、地域の経済及び雇用を支え、地域社会において重要な役割を果たしているという認識の下に行われなければならない。

3 中小企業の振興は、経済的社会的環境の変化への対応に努力する中小企業の持続的な発展のために、創業から成長に至るまでの各段階において行われなければならない。

4 中小企業の振興は、市、中小企業、大企業、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等の連携の下、市民の協力を得て行われなければならない。

（市の責務）

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、中小企業の振興のための施策を総合的に策定し、及び実施しなければならない。

2 市は、中小企業の振興のための施策の実施に当たっては、国、県、中小企業、大企業、中小企業関係団体、金融機関、教育機関等と連携を図らなければならない。

3 市は、地域社会における中小企業の重要性について、市民等の理解を深めるよう努めなければならない。

（中小企業の責務）

第5条 中小企業は、経済的社会的環境の変化に対応するため、相互に連携し、主体的かつ積極的に経営の向上に努めなければならない。

2 中小企業は、自らが地域社会において重要な役割を果たしている存在であるという認識の下、人材の育成及び確保並びに労働環境の整備に努めるとともに、地域社会の維持及び発展に寄与するよう努めるものとする。

3 中小企業の労働者は、中小企業の発展に寄与する自らの役割を自覚し、自らの能力の向上を図ること等を通じて、その役割を果たすよう努めるものとする。

（大企業の役割）

第6条 大企業は、中小企業の振興の重要性について理解を深め、中小企業と連携し、及び協力して事業活動を行うよう努めるものとする。

(中小企業関係団体の責務)

第7条 中小企業関係団体は、中小企業の振興のための施策の実施に関し中心的な役割を果たすべき存在であるという認識の下、中小企業に対し、他の中小企業関係団体等と連携して創意工夫による有益な支援を積極的に実施しなければならない。

2 中小企業関係団体は、経済的社会的環境の変化により複雑化する中小企業の経営課題の解決に必要な支援を行うため、自らの支援機能及び支援能力の向上に努めなければならない。

(金融機関の役割)

第8条 金融機関は、中小企業の円滑な資金調達に係る支援その他の経営の向上のための支援を行うよう努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、教育活動等を通じて、中小企業における勤労及び中小企業に係る職業に関する意識の啓発その他の中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(市民の協力)

第10条 市民は、地域社会において中小企業が果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業の振興のための施策に協力するよう努めるものとする。

(施策の基本方針)

第11条 市は、次に掲げる事項を基本方針として、経済的社会的環境の変化に対応した中小企業の振興のための施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業の経営の革新及び経営基盤の強化を支援すること。
- (2) 中小企業の創業を支援すること。
- (3) 中小企業の円滑な資金調達を支援すること。
- (4) 中小企業の事業活動に必要な人材の確保及び円滑な事業承継を支援すること。
- (5) 市が行う工事の発注、物品又は役務の調達等に当たり、中小企業の受注機会の増大を図ること。

(推進会議)

第12条 市は、中小企業の振興のための施策の推進に関し、必要な事項を調査し、及び審議するため、御殿場市中小企業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、地域の経済状況や中小企業を取り巻く環境についての情報交換を行うとともに、各機関で実施されている支援内容を共有し、その内容や今後の方針について協議し、及び検討する。

3 推進会議は、委員11人以内で組織する。

4 推進会議の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 中小企業を代表する者
- (2) 中小企業関係団体を代表する者
- (3) 金融機関を代表する者
- (4) 教育機関を代表する者
- (5) 市職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

5 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員が第4項各号に掲げる職を離れたときは、同時にその委員の職を失う。

7 委員は、再任されることができる。

8 前各項に定めるもののほか、推進会議に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例の一部改正)

2 御殿場市教育委員会の委員等に対する報酬の支給及び費用弁償条例（昭和31年御殿場市条例第29号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

温泉審議会委員	日額 6,700
---------	----------

」を

「

温泉審議会委員	日額 6,700
中小企業振興推進会議委員長	日額 7,200
中小企業振興推進会議委員	日額 6,700

」に

改める。